

内閣参質二一二第一〇一号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員水野素子君提出不登校児童生徒や不登校経験者の学校における評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出不登校児童生徒や不登校経験者の学校における評価に関する質問に対する
答弁書

高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、御指摘の「学び直し」を支援する等の観点から、都道府県教育委員会等に対し、御指摘の「今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について（通知）」（令和五年六月十六日付け五文科初第五百九十四号文部科学省初等中等教育局長及び総合教育政策局長連名通知）を発出したところであるが、高等学校の入学者選抜の実施方法は、都道府県教育委員会等入学者選抜の実施者が決定すべきものであり、政府としては、御指摘の「入学者選抜等の評価において、不登校期間の長さやその後の学習努力等を勘案した評価の実施等に関する具体的な指針」を策定することは考えていない。